

平成20年第2回士別市議会定例会会議録(第4号)

平成20年7月4日(金曜日)

午前10時00分開議

午前11時24分閉会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

- 日程第 1 報告第 3号 出資団体の経営状況報告について
- 日程第 2 報告第 4号 出資団体の経営状況報告について
- 日程第 3 報告第 5号 出資団体の経営状況報告について
- 日程第 4 報告第 6号 出資団体の経営状況報告について
- 日程第 5 議案第55号 士別市基金条例の一部を改正する条例について
議案第56号 士別市「私の士別・あなたのふるさと応援寄附金」条例の制定について
- 日程第 6 議案第57号 平成20年度士別市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 7 議案第58号 財産の取得及び処分について
- 日程第 8 議案第59号 工事請負契約の締結について
- 日程第 9 意見書案第11号 国営造成農業水利施設等の着実な整備・維持・更新に関する意見書について
意見書案第12号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書について
意見書案第13号 「地球温暖化対策」の推進を求める意見書について
意見書案第14号 温室効果ガス削減の第1期目標達成と中期目標設定に関する意見書について
意見書案第15号 地球温暖化防止に向けた国民的運動の推進を求める意見書について
意見書案第16号 介護保険の給付抑制の中止に関する意見書について
意見書案第17号 保育制度の直接契約方式への改変に関する意見書について
意見書案第18号 飼料価格高騰から酪農・畜産経営を守る追加対策を求める意見書について
意見書案第19号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書について
意見書案第20号 勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築に関する意見書について

- 意見書案第21号 農業漁業用燃油価格の高騰緊急対策を求める意見書について
 意見書案第22号 銃・刀犯罪の撲滅を求める意見書について
 意見書案第23号 天下り規制の強化を求める意見書について
 意見書案第24号 障がい者福祉制度の充実に関する意見書について
 意見書案第25号 携帯電話リサイクルの推進を求める意見書について
 意見書案第26号 日本映画への字幕付与を求める意見書について
 意見書案第27号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

日程第10 調査第1号 民生福祉常任委員会の閉会中継続審査について

日程第11 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

閉会宣告

出席議員(20名)

副議長	1番	池田 亨 君	3番	伊藤 隆雄 君
	4番	井上 久嗣 君	5番	丹 正 臣 君
	6番	粥川 章 君	7番	小池 浩美 君
	8番	柿崎 由美子 君	9番	平野 洋一 君
	10番	足利 光治 君	11番	遠山 昭二 君
	12番	岡崎 治夫 君	13番	谷口 隆徳 君
	14番	山田 道行 君	15番	田宮 正秋 君
	16番	斉藤 昇 君	17番	山居 忠彰 君
	18番	牧野 勇司 君	20番	中村 稔 君
	21番	神田 壽昭 君	議長	22番 岡田 久俊 君

欠席議員(1名)

19番 菅原 清一郎 君

出席説明員

市 長	田 効子 進 君	副 市 長	相 山 慎 二 君
副 市 長	瀧 上 敬 司 君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	鈴 木 久 典 君
市 民 部 長	安 川 登 志 男 君	保健福祉部長	宮 澤 勝 己 君
経 済 部 長	相 山 佳 則 君	建設水道部長	土 岐 浩 二 君
朝日総合支所長	城 守 正 廣 君	総務部次長兼 財政課長(併) 選挙管理委員会 事務局 次長	三 好 信 之 君

市立病院院長 吉田博行君

教育委員会会長 佐々木正雄君

教育委員会会長 朝日保君

教育委員会会長 辻正信君

農業委員会会長 松川英一君

農業委員会会長 伊藤暁君

監査委員 三原紘隆君

監査委員会委員長 谷口春三君

事務局出席者

議会事務局局長 辻本幸慈君

議会事務局局長 藤田功君

議会事務局幹事 浅利知充君

議会事務局幹事 中井聖子君

議会事務局幹事 岡村慎哉君

(午前10時00分開議)

議長(岡田久俊君) ただいまの出席議員は19名であります。定足数を超えておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席及び遅参にについてはありますが、19番 菅原清一郎議員から欠席、11番 遠山昭二議員から遅参の届け出があります。

次に、本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

議案第55号 土別市基金条例の一部を改正する条例について

議案第56号 土別市「私の土別・あなたのふるさと応援寄附金」条例の制定について

議案第57号 平成20年度土別市一般会計補正予算(第3号)

議案第58号 財産の取得及び処分について

議案第59号 工事請負契約の締結について

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

2. 議会運営委員会から送付された議案は次のとおりである。

意見書案第11号 国営造成農業水利施設等の着実な整備・維持・更新に関する意見書について

意見書案第12号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書について

意見書案第13号 「地球温暖化対策」の推進を求める意見書について

意見書案第14号 温室効果ガス削減の第1期目標達成と中期目標設定に関する意見書について

意見書案第15号 地球温暖化防止に向けた国民的運動の推進を求める意見書について

意見書案第16号 介護保険の給付抑制の中止に関する意見書について

意見書案第17号 保育制度の直接契約方式への改変に関する意見書について

意見書案第18号 飼料価格高騰から酪農・畜産経営を守る追加対策を求める意見書について

意見書案第19号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書について

意見書案第20号 勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築に関する意見書について

意見書案第21号 農業漁業用燃油価格の高騰緊急対策を求める意見書について

意見書案第22号 銃・刀犯罪の撲滅を求める意見書について

意見書案第23号 天下り規制の強化を求める意見書について

意見書案第24号 障がい者福祉制度の充実に関する意見書について

意見書案第25号 携帯電話リサイクルの推進を求める意見書について

意見書案第26号 日本映画への字幕付与を求める意見書について

意見書案第27号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

3. 常任委員会から送付された申し出は次のとおりである。

調査第1号 民生福祉常任委員会の閉会中継続審査について

以上報告する

平成20年7月4日

士別市議会議長 岡田久俊

議長（岡田久俊君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、報告第3号 出資団体の経営状況報告についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子進君）（登壇） ただいま議題となりました報告第3号 出資団体の経営状況報告について地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告申し上げます。

本報告は、出資団体であります士別市土地開発公社における平成19年度の経営及び決算の状況並びに平成20年度の事業計画及び予算についてでありまして、詳細につきましては報告資料のとおりであります。順次その概要を御説明申し上げます。

まず、平成19年度の経営及び決算の状況についてであります。計画をいたしました先買土地取得事業及び先買用地測量委託事業につきましては、先行取得の申し出がなく、事業の実施には至りませんでした。

次に、土地売却処分についてであります。公有用地及び駅南工業団地用地のいずれも買い受けの申し出がなかったところでありまして、

その結果、平成19年度の事業収益はなく、販売費及び一般管理費の10万3,000円が事業損失となり、事業外収益の5,000円を差し引きまして9万8,000円の当期純損失となった次第であります。

これによりまして、前期繰越準備金1億1,183万4,000円から当期純損失9万8,000円を差し引き1億1,173万6,000円を次期準備金といたしましたところでありまして、

次に、平成20年度の事業計画及び予算について御説明申し上げます。

事業計画につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく先買用地の取得費といたしまして1,000万円及び用地測量調査費として100万円を計画したところでありまして、

次に、本年度の予算につきましては、計画上土地売却収入で149万円、借入金1,000万円及び

事業外収入1万円を計上し、支出といたしましては本年度事業計画における事業費1,100万円、販売費及び一般管理費30万円のほか、予備費20万円を計上し、本年度の収入・支出の予算総額をそれぞれ1,150万円と定めた次第であります。

以上申し上げまして、土別市土地開発公社の経営状況報告といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御発言がなければ、以上で報告を終わることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第3号は報告を終わることにいたします。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第2、報告第4号 出資団体の経営状況報告についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました報告第4号 出資団体の経営状況報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告申し上げます。

本報告は、土別市農畜産物加工株式会社の第13期営業年度における経営状況及び出資金の管理状況並びに第14期営業年度における事業計画及び予算についてでありまして、その概要を御説明申し上げます。

初めに、第13期営業年度の経営及び決算状況についてであります。今期も市場性の高い卵製品を中心としながら、地元農畜産物を原料としたバレイショ、キャベツなどの加工製品について、すぐる食品株式会社を総販売元とするほか、いももちなどの農産加工製品について、自社ブランドとして市内及び近郊での販売強化に努めてまいりました。

一方、経費の面におきましては、原油価格の高騰から燃料や製品の輸送費、更には包装資材等を初めとする石油関連製品の値上がりがありましたものの、主力であります卵製品に係る卵価が前年を下回って推移したことなどから、結果として当期純利益を計上することができたところであります。

製品別の売り上げ状況を申し上げますと、バレイショ製品についてはいももちなど26品目で売上数量は244.6トン、売上額は9,011万9,000円であります。キャベツ製品につきましては、お好み焼きの一種であるモダン焼きや小さなネギ焼きを中心とした23品目で171トンの7,441万3,000円、卵製品は錦糸卵など28品目で233.7トンの1億971万7,000円となり、その他の売り上げとして171万7,000円であります。

このことによって、製品売上総数量は649.3トン、総売上額は売り上げ目標額2億8,990万円に対して95.2%の2億7,596万6,000円となり、その他営業外収益及び特別利益91万8,000円を

含めまして、第13期営業年度における収入総額は2億7,688万4,000円となったところであります。

また、費用といたしましては、売上原価が2億6,281万7,000円、販売費及び一般管理費1,387万3,000円、営業外費用1万円、法人税充当額が8万円で、支出総額は2億7,678万円となり、差し引き10万4,000円が当期純利益となったところであります。

なお、本市の出資金1,000万円につきましては、本事業資金として適正に管理されているところであります。

次に、第14期営業年度の事業計画及び予算について申し上げますが、今期は、これまでの13年間の経験と実績を踏まえ、全国的な販売網と市場性が確立されている卵製品を軸としながら、地元の農畜産物を原料とした製品の生産・販売に努め、売り上げ目標額の達成を目指すことで事業運営の安定化を図るとともに、地元生産者の所得向上にも寄与できる施設として発展できるように一層の努力をいたしてまいります。

このことに基づく収支計画についてであります。バレイショ製品、キャベツ製品、卵製品の売り上げなどによる収入総額を2億8,000万円とし、これに要します費用は、売上原価及び一般管理費などで2億7,950万円を計上し、第14期営業年度の経常利益を50万円と見込んでいる次第であります。

以上申し上げます、土別市農畜産物加工株式会社の経営状況の報告とさせていただきます。

(降壇)

議長(岡田久俊君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御発言がなければ、以上で報告を終わることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、報告第4号は報告を終わることにいたします。

議長(岡田久俊君) 次に、日程第3、報告第5号 出資団体の経営状況報告についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長(田苅子 進君)(登壇) ただいま議題となりました報告第5号 出資団体の経営状況報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告申し上げます。

本報告は、株式会社翠月の第11期営業年度の経営状況及び出資金の管理状況並びに第12期営業年度の事業計画、予算についてでありまして、その概要を御説明いたします。

初めに、第11期営業年度の経営及び決算の状況であります。今期は長引く景気の低迷などを要因に、宿泊等の利用が減少し、加えて原油価格の高騰によって、燃料費等の諸経費、更に

は開業年数の経過に伴う施設設備等の修繕費が増加するなど厳しい状況下での経営を余儀なくされたところであります。

しかしながら、こうした環境下ではありましたが、宿泊部門におきましては、顧客ニーズに即応し、快適で安心・安全な施設の環境整備と、行き届いたサービスの提供に心がけ、とりわけスポーツ合宿では、昨年8月開催の世界陸上大阪大会の直前合宿としてドイツ選手団を迎え入れることができ、あわせて国内合宿関係者や、自動車試験関係者、更には観光ビジネス等、利用者の積極的な誘引に努めてきたところであります。

また、レストラン・宴会部門におきましては、地元の新鮮な食材にこだわったサフォークオリジナル料理や四季折々の季節感ある料理の提供とともに、料理教室や日本酒と料理を楽しむ会など、各種イベントを推進し、利用客の誘致を図ってまいりました。

更に、入浴部門につきましても、回数券の特別販売と毎月2回の「風呂の日」を加え、お正月や母の日の記念日などにも割引サービスを実施してきたところであり、これらの取り組みが利用者から評価されたことなどによって、全体で当初の売り上げ目標額を5.1%上回る売上高となったところであります。

その結果、営業実績といたしまして、宿泊部門では1万4,506人の利用客で、売上額は7,298万8,000円、宴会部門では2万4,862人、5,918万1,000円、入浴部門では5万3,915人、1,843万5,000円、食堂部門では4,092万7,000円、特産品部門では935万6,000円、その他研修室貸室料等で135万8,000円となっており、これらの各部門を合わせた総売上額は2億224万5,000円となり、これに営業外収入92万9,000円を含めまして、第11期営業年度における収入総額は2億317万4,000円であります。

次に、費用では売上原価が5,281万6,000円、販売費及び一般管理費で1億5,010万1,000円、営業外費用は1万5,000円、法人税等充当額20万6,000円、支出総額2億313万8,000円となり、差し引き3万6,000円の当期利益となったところであります。

なお、本市の出資金1,000万円につきましては、本事業資金として適正に管理されております。

次に、第12期営業年度の事業計画及び予算について申し上げますが、今期も合宿及び自動車試験関係者等の受け入れを中心として、8月には、昨年に引き続いてドイツ選手団による北京オリンピックの直前合宿が本市において実施されることから、この円滑な迎え入れとともに、地場の食材にこだわった新鮮な料理の提供や四季を通じ各種の市民還元イベントなども開催してまいります。

また、入館者を対象に「風呂の日」や入浴回数券などの割引サービスを引き続き実施するとともに、本年に入り特に原油価格が高騰し、これに伴い燃料費等が大きく増加していることから、宿泊料金の見直しを行うこととあわせ、管理費等諸経費の全般にわたって一層の節減を図りながら、指定管理者としての責務を強く自覚し、運営の健全化に鋭意努めてまいります。

このことによる収支計画であります。収入といたしましては基本となる宿泊、宴会、入浴

の利用客を5万9,150人と見込んで、これに食堂、特産品、研修室貸室料等を含めて1億9,300万円、これに要する費用といたしましては、売上原価、販売費及び一般管理費を合わせて1億9,150万円を計上し、第12期営業年度の経常利益を150万円と見込んでいます。

以上申し上げまして、株式会社翠月の経営状況の報告とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御発言がなければ、以上で報告を終わることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第5号は報告を終わることにいたします。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第4、報告第6号 出資団体の経営状況報告についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました報告第6号 出資団体の経営状況報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

本報告は、羊と雲の丘観光株式会社の第17期営業年度の経営状況及び出資金の管理状況並びに第18期営業年度の事業計画、予算についてでありまして、その概要を御説明申し上げます。

初めに、第17期営業年度の経営及び決算の状況であります。今期は長引く景気の低迷等により一般利用客や観光ツアー客が減少し、加えて原油価格の高騰に伴い燃料費等の諸経費が増加するなど、厳しい状況下での経営を余儀なくされた年度でもございました。

しかしながら、こうした環境下ではありましたが、羊飼いの家におきましてはサフォークオリジナル料理の積極的なPRと、更には利用客から大変人気の高い特製ジンギスカンの提供とあわせ、とりわけ昨年、本市の新たな特産品として商品開発されたレトルトスープカレーを中心とする土産品、贈答品の販売強化に努め、利用客の誘引を図ってまいりました。

また、サイクリングターミナルにおきましては、宿泊利用者などの安定確保を図るため、宿泊客の食事、昼食等の弁当や宴会など、料理の全般にわたり、地元の新鮮な食材にこだわるとともにその献立にも工夫を凝らし、一方仕入れ原価等の諸経費につきましては、適宜見直しを行う中で軽減化を図り収支の健全化に努めたところでございます。

更に、めん羊館におきましても、昨年ヘルシーで食味の良好な羊肉の評価に伴い、道内外において羊肉の需要が高まりを見せてきておりますことから、その需要に即応し、良質な羊生産と、市内飼養農家の円滑な一元集出荷を推進し、羊肉安定供給に努めてきたところであります。

その結果といたしまして、全体では当初の売り上げ目標額を3.4%上回る販売高となったところであります。そこで、各部門別の営業実績であります。レストラン部門では2万2,327

人の利用客で、売上額は2,669万1,000円、パーベキューハウス部門で7,241人、1,892万2,000円、売店部門で1万2,954人、1,583万7,000円、サイクリングターミナル部門で1万5,326人、売上額はつくも青少年の家を含めて3,061万7,000円、世界のめん羊館部門で1万6,712人、売上額は1,520万9,000円、これらの各部門の売上額は1億727万6,000円となりまして、このほか施設の指定管理料収入などで4,593万4,000円、営業外収入84万7,000円を含めまして、第17期営業年度における収入総額は1億5,405万7,000円であります。

次に、費用では売上原価が4,622万8,000円、販売費及び一般管理費で1億517万9,000円、開業費償却につきましては今期の事業計画に基づき、税引き前で収支差し引き265万円の利益が生じたことから、開業費残額305万円のうち234万円を償却に充てたところでありまして、このほか法人税等充当額が29万5,000円で、支出総額は1億5,404万2,000円となり、差し引き1万5,000円の当期純利益となったところでありまして。

なお、本市の出資金2,500万円につきましては、本事業資金として適正に管理されているところでありまして。

次に、第18期営業年度の事業計画及び予算について申し上げますが、今期も本市観光拠点施設としての位置づけのもとに、羊と雲の丘の雄大な自然とそのロケーションを生かしながら、羊飼いの家、世界のめん羊館においては特に地元産サフォークオリジナル料理、特製ジンギスカンの一層の定着拡大とあわせ、星空の下のビール会、子羊授乳体験等イベントの実施と、更には全国ニット大賞などの各行事が羊と雲の丘において開催されますことから、協力連携のもと、観光客等交流人口の拡大を推進してまいります。更に、サイクリングターミナルにおいて今期施設の全面改修を実施し、7月より新装開店を計画いたしておりますことから、この利便性や快適性の向上について市内外に広くPRを図り、利用客の確保拡大に取り組むとともに、指定管理者としての責務を強く自覚し、運営の健全化に鋭意努めてまいります。

なお、羊肉の安定供給にかかわってこれまで推進をしてきた市内各農家からの羊の一元集出荷業務については、本年民間において良質な羊肉供給と通年出荷を見据えた施設・設備・車両等の整備が図られますことから、この業務について民間への移行を行ったところでありまして。

このことに基づく収支計画であります。収入といたしましては羊飼いの家、サイクリングターミナル、世界のめん羊館の利用者は総数で6万8,000人を見込み、収入総額では、これら各施設の売上額と管理運営に係る指定管理料収入等を含めて1億4,476万5,000円、これに要します費用といたしましては、売上原価、開業費償却などを含めた販売費及び一般管理費を合わせまして1億4,412万円を計上し、当期利益を64万5,000円と見込んでいただいております。

以上申し上げます。羊と雲の丘観光株式会社の経営状況の報告とさせていただきます。

(降壇)

議長(岡田久俊君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（岡田久俊君） 御発言がなければ、以上で報告を終わることに御異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。
よって、報告第6号は報告を終わることにいたします。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第5、議案第55号 土別市基金条例の一部を改正する条例について及び議案第56号 土別市「私の土別・あなたのふるさと応援寄附金」条例の制定について、以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第55号 土別市基金条例の一部を改正する条例について及び議案第56号 土別市「私の土別・あなたのふるさと応援寄附金」条例の制定について、一括してその概要を御説明申し上げます。

平成20年度の地方税法改正によって、地方公共団体に対する寄附金控除が大幅に拡大されたことに伴い、全国各地に在住する土別出身の方やゆかりのある方が、土別を応援したいという気持ちで寄附されることが予想されるところでございます。

こうしたことから、これら寄附者の方々の意思を尊重し、まちづくりの思いを具体化するとともに、寄附金の管理・運用方法について定めるため、土別市基金条例の一部改正にあわせて、新たに土別市「私の土別・あなたのふるさと応援寄附金」条例を制定いたそうとするものであります。

また、国・道・市それぞれ3分の1の負担により基金を創設し、高収益、高付加価値農業の展開、地域間交流などの活動を促進する特定農山村地域活動支援事業が平成19年度をもって終了したことから、基金条例について所要の改正をいたそうとするものであります。

なお、ふるさと寄附の実施に当たりましては、寄附者への感謝の気持ちと同時に、すぐれた地元特産品を全国へ広くPRすることにより、地場産業の振興などにも期待が持てることから、市外在住で1万円以上の寄附をいただいた方へ、スープカレー、ジンギスカン、地元野菜などから希望の品を贈呈するほか、希望者に対しては特産品情報や広報を送付することによって土別の情報を広く発信してまいりたいと考えております。

以上、提案の概要を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。齊藤 昇議員。

16番（齊藤 昇君） 土別市の「私の土別・あなたのふるさと応援寄附金」条例、第2条の関係で5つのプロジェクトが出されておりますけれども、これらについては第2項で、「規則で定める」と、こうなっているわけでありましてけれども、提案者側として以前にも何回かお話し申し上げて、そうすると言明をしていた事項がございます。

私は、単なるこういう5つの項目だけではなくて、規則に定めてあるのであれば規則も一緒に提案者として出すべきだと。それでなければ、これ1個1個聞いていったら結局は時間がかかるものです。なぜ規則で出さないのか、その点をお聞きしたいと思うのです。

議長（岡田久俊君） 三好総務部次長。

総務部次長（三好信之君） お答えいたします。

今回まずこの分野を規則にしたというのは、かなり広い分野にまたがりますもので、それを一つ一つについて条例で定めると、そのときそのときの時代背景によっていろいろ改正していかなければならない部分もあるということで、規則のほうで細かくうたわせていただいたわけですけれども、その部分の関係を議会のほうに知らせるべきだというお話がありましたけれども、確かに言われるとおり、今回規則そのもの、議案にはならないのですけれども、資料として出せばよかったのかなというふうに考えております。

（発言する者あり）

わかりました。条例に付随する規則ということで、それを提案するべきだったというふうに考えております。

それとあと、市民への周知とか寄附をいただく方へ、この分野ではわかりづらいというふうには私どもも考えておまして、当然ホームページとかパンフレット、そういった部分については、このこだわり交流プロジェクトとか、そういったものがどういったものであるのかということについては周知をしていきたいというふうに考えております。

議長（岡田久俊君） 斉藤議員。

16番（斉藤 昇君） 条例の附随だなんていうような話はちょっと違うと思うのです。そうすると皆さん方、条例、それから規則集、こういうのを莫大な厚いやつを出しているでしょう。そこにもちゃんと規則は規則として載ってくるでしょう。それはやはり皆さん方の義務ではありませんか。だから結局は、規則は条例と同じ効力を持っているのだけれども、議会の議決を要しない、皆さん方の中で勝手につくり変えられる。だから私は条例に定めた、そして規則にはこういうふうに詳しく書いてあるのですと説明をするぐらいなら、規則はできているのでしょう、もう、できているのでしょう。では、配ればいいでしょう。朝、次長が来たときに規則を出すべきですと、前にも出しますと言っているわけですから。なぜ出さないのですかとわざわざ私が言ってあげているのに、だからまだ規則ができていないのかなと思っていたけれども、規則ができていながら出せばいいでしょう。なぜそんなにこだわっていらっしゃるのですか。

議長（岡田久俊君） 相山副市長。

副市長（相山慎二君） 今、斉藤議員からの話があり、これは指摘としては当然、今までは条例に付随する規則等々については、可能な限り、後追いという形の場合も中にはあった場合もありますけれども、できたものについては一緒にそうさせていただいているという経過がありまして、今回、こういう形がとられていないということについては、大変申しわけないと思っておりますので、若干時間をいただきまして、それらの規則について早急に整備をさせていただ

くということで御了解をいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） それはやはり事務当局のミスですよ。わざわざ副市長や市長が立って答弁するような問題ではないですよ。それで、中身はその規則をいただければそれが書いてあるというわけだから。

それからもう一つは、名前を公表するものなんでしょうか、どこのだれから、額か名前かわからないけれども、こういう名前なんかは、こういう人から寄附をいただいているというのは、名前の公表なんかは本人の了解をとってホームページ上なりどこかで公表するなんてことがあるものなんでしょうか、その点はいかがですか。

議長（岡田久俊君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） 名前の公表につきましては、今、議員さんがおっしゃられたように、寄附を募集する際にそういった情報を公開してもよろしいでしょうかということを確認した上で公表するというふうに考えております。当然出してほしくないという方については、匿名で金額と目的のみの公表ということになるかと思ひます。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） それから、全国的にもだんだんと増えてまいりました。それで、ヤフーのインターネット上、これからクレジットカードなんかで寄附金を取り扱うというふうになって、手数料を取られるわけではないと思うのですけれども、そういうインターネット上で、もちろん市のホームページに載せるわけだから、そこで、インターネットでクレジットカードによって寄附をすることができる。そうすると銀行の振り込みに行かないでもいいし、インターネットから寄附をすることができるという手軽さもありますし、夕張なんかでもこれはやっているでしょうし、長野県なんかも随分やっているわけです。この点はどうお考えなんでしょう。そういうふうに土別は発展させていくのかどうか。夕張はやっているはずだと思うんだけど、この点もいかがでしょう。

議長（岡田久俊君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） ただいまお話がありましたように、夕張さんのほうもインターネットのほうでクレジット申し込みというのをやられているようですけれども、クレジットの納付自体が平成18年と割と新しい時期に地方自治法の改正になって、市の公共料金等をクレジットで納めることができるという新しい制度なんですけれども、その時点で、結局クレジット会社が立てかえて払うということで、後から例えば個人の口座にお金が入っていないといった場合とか、それとあと、市の公金なものですから、3月31日までの納付期限ですよといったときに、それが過ぎてしまうとかという、その心配が整理されていなかったような部分があつて、各自自治体とも、今のところそう進んでいない状況にあります。

ただ、利便性を考えると、このクレジットカードでの支払いとか、コンビニでの収納とか、そういったものは当然これから考えていかなければならないと思ひますけれども、まだ多少ち

よっと研究をさせていただきたいかなと考えております。

それで、今回我々のほうも利便性を考えて、インターネット上で一々申し込み用紙等々に記載するような方法でなくて、フォームをつくりまして、そこにチェックをして、チェックだけで申し込みができるような方法というようなものを考えて、当面そういう格好で利便性を図らせていただきたいなというふうに考えております。

そういう申し込みをやった方には、郵便局のほうと話をいたしまして、公金扱いの手数料のかからない納付書を送らせていただいで対応するというような考えでございます。

よろしく申し上げます。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） ふるさとに思いを込めて寄附する人が、そんなざらざら、クレジットの預金がないなんてことを考える自体がやはりおかしいので、やはりそういう時代が時代だし、若い人なんか結構インターネットでオークションで、随分買い物をするとか、だからインターネットでの買い物の売り上げというのは相当な伸びを示していると言われているわけです。だから、そういう時代の背景もあって、ぜひそういうことも研究なされて、検討していただくようお願いしたいと思うんです。

それから、もう一つは、基金に積むと思うんだけど、5つのプロジェクトに積むんですけども、これは大体どのぐらいになったらどういうふうにするか、3万集まったから、それをほら使えとって使うものなのか、一定の額をやって、基金ですから、運用利子でということになるけど、運用利子なんて本当に微々たるものだから、それを待っていたらいつになるかわからないということもありますけれども、やはり一定の額になって、そして、これはこういう人たちの思いのこもった寄附だということが、やはりわかるような使い方をすべきだと、こう思うんだけど、その点は、大体幾らぐらいになったらどういうふうにして使っていくものなのか、この点はどういうふうにお考えでしょうか。

議長（岡田久俊君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） これから寄附を募りますので、実際問題幾らぐらいの寄附になるかということも余り想定できないわけですが、やはりおっしゃられたように、今年2万円、1件だけこだわり交流プロジェクトに来ていましたというものを、次の年にすぐ、2万円というふうに使いましたというよりも、やはり一定の額になったときにこういった事業に使わせていただきました、その間は基金に積ませていただきましたというような報告をさせていただいて、ある程度額がたまった時点で、その基金を具体的な事業名を挙げて、こういった事業に使わせていただきましたというほうが効果があるのかなというふうに考えてはおります。

ただ、どのプロジェクトにどれだけ集まってくるかという部分が定かではありません。他市の状況なんかで、具体的な事業名を挙げて、例えば、お城を直す事業に寄附をくださいと。そこで50万円たまったときに整備をしますとかというような出し方をしているときがありますけれども、土別市の場合は柔軟に総合計画のプロジェクトに使っていただくというふうに考えてお

りますので、その部分は寄附の金額の状況によっても判断させていただきたいと考えております。

議長（岡田久俊君） 斉藤議員。

16番（斉藤 昇君） この後の補正にもかかわるんだけど、パンフレットなんかつくって、札幌ふるさと会でありますとか、東京土別ゆかりの会だとか、そういうところにも発注していくんだと思うけれども、これは大体どのくらいおつくりになって、どんな活用の仕方をしていこうとしているのか、その点お聞かせをいただいております。

議長（岡田久俊君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） パンフレット等の経費につきましては、この後の補正でも出しておりますけれども、その原稿案なるものをこちらのほうでつくったわけですが、今度はそれを見て業者さんのほうと幾らぐらいで印刷できるのか考えてまいりたいと思いますけれども、早速7月中にでも、そのふるさと会なんかに欲しいというようなお話もありますので、そういった部分については市のカラープリンター等でも部数を用意して持っていきたいというふうに考えております。その後ふるさと会等を中心にやろうかなと思いますけれども、そういったところの方をお願いして、会員の方にお配りいただくとか、実際に電話等でも数件、いつになったらそういうパンフレットができるのでしょうかというようなお話もありますので、そういう方とも連絡をとって、知らしめていきたいなというふうに考えております。

議長（岡田久俊君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第55号及び議案第56号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第6、議案第57号 平成20年度土別市一般会計補正予算（第3号）を議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第57号 平成20年度土別市一般会計補正予算（第3号）について、その概要を御説明申し上げます。

今回、歳出予算に追加いたしますのは総務費で、北海道企業局の所管する天塩川発電管理事業所が平成20年4月から無人管理となったことに伴い、職員公宅8戸についても空き家となっているところでありますが、本公宅は朝日地区の中心に位置をし、一つの団地を形成しており、地域振興の観点から、これを合宿交流施設、定住・移住促進住宅、体験宿泊施設などとしての活用を計画したところでございます。

このため、用地、公宅等を一括して譲渡を受けることとして、その取得費200万円及び分筆のための測量委託料300万円の合わせて500万円を計上いたしたところであります。

また、ふるさと寄附の実施に当たり、ただいま議決をいただきました寄附者への贈呈品に要する経費とともに、郵便振替用紙及びパンフレット印刷経費の合わせて100万円を計上いたしたところでございます。

なお、これらに要する財源といたしましては、繰越金をもって収支の均衡を図った次第であります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

斉藤 昇議員。

16番（斉藤 昇君） 朝日の空き家になっている公宅8棟を買うという提案でございますけれども、これは大体築何年ぐらいたっているのでしょうか。それから、今の説明にあったんだけど、これを8戸買って、修繕でありますとか、あるいは一部改築だとか、そういうようなことに大分お金がかかることになっていくのか、この辺まずお聞きしたいと思うのです。

議長（岡田久俊君） 三好総務部次長。

総務部次長（三好信之君） お答えいたします。

8戸のうち6戸が38年経過しております。残り2戸が25年の経過ということになっております。それで、改築とか修繕とか、企業局のほうでこれらの建物に、ついこの間まで人が住んでおりましたので、メンテ等は現状を見てもかなり行き届いているということで、市のほうで修繕等のお金をかけるということは今のところ考えておりません。

議長（岡田久俊君） 斉藤議員。

16番（斉藤 昇君） それにしても38年ですから、相当たっていることになるのはなるんです。これらは朝日の町民、あるいは土別の市民に提供するといいますか、売るということはしないで、全部市が抱えて利用していくと、こういうことをお考えになっているのか。そうすると、これは全部抱えとするならば、どの程度の利用を見込んでいらっしゃるのか。その点はいかがでしょう。

議長（岡田久俊君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） 今のところ、今後の活用等について道のほうとも今、協議は進めているわけですが、現段階では、道のほうで言っているのは、すぐ転売といったようなことは道有財産の処分に当たっては一般的ではないというようなことは言われております。

それで、市のほうで活用していく部分につきましては、合宿とか交流の施設、そういった部分、あと長期滞在型の、例えば農家の移住施設、そういったものについて市が所有してやっていきたいと思っております。そのほかに道のほうに上げている計画としては、地域の中心にありますので、定住促進に使えるのかなというふうに考えております。やはり将来的には自分の持ち家

となったほうが、長期間そこに住んでいただけるというような考えもありますので、その辺につきましてはこれからまた地元のほうとの協議とか、道のほうともその部分については最終的な詰めをさせていただきたいと思っております。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） それから、用地の測量委託料300万円かかるというんだけど、あの一画ですよ。こんなに、300万円も一体何でかかるのか。この積算の根拠は一体何なんですか。

議長（岡田久俊君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） まず最初の時点で、道と市のほうで土地を譲渡する際に、用地を確定したいというような道のほうのお話がありました。それが大体120万円ほどかかるというようなお話がありました。そのほか、将来的に市のほうで分筆して活用すると、昔は1筆を分筆する場合、くい2点なら2点測量して、残りは差っ引いて、求積して法務局に届け出てよかったわけですが、17年に新不動産登記法が改正になりまして、今度は分筆する分全部についてその用地を確定しなければならないということで、従来よりは値段が大きくなっていくということになります。

ただ、提案させていただいてから、つい先日、道と直接面談してお話ししてきたわけですが、用地については、譲渡については登記簿上で譲渡しましょうというような話をしておりますので、その用地確定の部分についての経費というのはこの部分からなくなるのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） 次長が今、答弁していることというのは、前に言ったことと矛盾するんじゃないですか。だって、市が全部持って、市が管理もし、定住促進を含めているいろいろな用途を研究しながら使っていくというのであれば、何で分筆の必要があるんですか。分筆をするということは、分筆して個人に売るなり、そういうことでしょうか。そうであれば、何もそういうことを、何年かたってから検討して分筆するならまだしも、今、何も分筆までする必要はないかと思うんだけど。そして、用地の確定測量だけなら120万円というのだから、それだけしておけば、今いいではありませんか。それはどういうわけで分筆まですると金がかかるんだというか、8戸に全部分筆するということですか。

議長（岡田久俊君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） 提案の時期等もあるんですけど、当初、道のほうと事前に話していた時点では、例えば個人の方に譲渡するということもやぶさかでないのではないかと、4月時点ではあったわけですが、それで、例えば朝日の奥のほうに住んでいて、高齢の方で農家をやられている方が通い作をしたいといったような場合に、農村定住の住宅として譲渡するというようなことも市としては考えていたわけですが、6月と7月になって

から2回道と話しているところで、先ほど申し上げましたように、道としてはやはり一定期間の譲渡の制限はしたいというようなことがありましたので、そうなると、その交渉も今盛んにしているところですが、実際に3年間、5年間なり、例えば転売してはいけませんよということになれば、この分筆費用というのは執行残として残させていただくことになるのかと考えております。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） 何もそれなら売らなくたって、賃貸で貸してあげたっていいわけでしょう、朝日の人が出てくるというのであれば。それから、分筆するときに周り全部を測るんだというけれども、例えばこの議場、あらかた長四角ですよ、これを何筆かに分筆するのに、そうすると1筆ごとに金かかる、周りの確定測量はできているわけでしょう。この中を分筆するのに、そんなにかかるという意味なんですか。

議長（岡田久俊君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） 分筆の関係でお答えさせていただきますけれども、例えばこの議場、四角いところを半分に分筆しますということになりますと、昔であれば中央の2点だけを測量すればよかったということで、恐らく1本幾らとかというような格好でお金が計算されると思いますけれども、今はその中央の2点のほかに、今度隅のこちら側の2点、そして奥のほうの2点というふうに、全部について測量しなければならないというふうになっております。

議長（岡田久俊君） 相山副市長。

副市長（相山慎二君） 測量のほうは、私のほうから答弁はできませんけれども、今、議員から話がありましたように、道としても同様の財産を処分するとき、一定の用途指定をつけて、3年なり5年なりの期間をつけるということにしないと、ほかとの兼ね合いも出てくるということもあるようであります。

ただ、今話がありましたように、通い作でやりたいと、将来はこの住宅を買いたいという方がおいでになるとすれば、その間、指定のついた期間というのはやはり賃貸等々で、将来的には処分を約束するというものの中で計画をしていくということも考えていく必要があるのではないかと思いますので、その状況によっては測量の、今申し上げました仕方も若干変わってまいらと思いますので、その辺は十分こちらのほうでも慎重に扱っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） 建設部長立たないから聞くけれども、これは例えばこういうものを、分筆測量、これは市の職員ができないのですか、こういう技術屋いないのですか、この点はいかがですか。

議長（岡田久俊君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君） 職員がいるかないかという部分では、お答えを私のほうからさせていただきますが、土木系技術職員の中に測量士、あるいは測量士補という資格を持った職

員はおります。業務としてできないことはございませんけれども、登記の部分については、またその登記の担当職員がございまして、時間をかければ可能だというふうに思います。

議長（岡田久俊君） 斉藤議員。

16番（斉藤 昇君） 私は、結局はいろんなものをコンサルだとか委託だとかというふうにやるけれども、軽易なものなんかはやはり職員が仕事としてやるということも考えて、何でもかんでも委託すればいいというものではないと思うんです。非常に朝日のあんな見えやすい、それこそ確定しているようなところでありますから、測量だって分筆だって全部市でやればいいんですよ。そういうことも視野に入れていただかないと、これは反対しなければならないよ。だからそういう検討もして、さっき次長がおっしゃったように不用額としてなるべく残す努力、これをすべきだと、こう思うんだけど、この点いかがですか。さっき次長が言ったことで間違いはないですね。

議長（岡田久俊君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） 予算上で出ておりますけれども、先ほど建設部長が言いましたように資格持っている人間もおります。これまでも市の普通財産については建設部と協議して、そうやって実際にやったこともありますので、この部分私が見ても四角いような土地ですので、恐らくできますので、急がなければ時期を建設部とも打ち合わせして、お金はなるべく執行残として残すように取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第7、議案第58号 財産の取得及び処分についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第58号 財産の取得及び処分について、その概要を御説明申し上げます。

本件につきましては、畜産環境整備事業に係るものであり、北海道畜産環境整備事業実施要領に基づき、事業主体の財団法人北海道農業開発公社が市内畜産農家の事業参加者を対象として平成20年度から平成23年度までの間に設置する農業用施設について、当該期間中に施設譲渡契約書に基づき、財団法人北海道農業開発公社からの取得並びに事業参加者への処分を行うため、6月16日に5,414万9,000円で仮契約を締結いたしましたところであります。

この財産の取得及び処分に当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び士別市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める次第であります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第8、議案第59号 工事請負契約の締結についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第59号 工事請負契約の締結について、その概要を御説明申し上げます。

本工事請負契約につきましては、北部団地E棟新築建築主体工事に係るもので、7月2日士別地域を限定とした制限付一般競争入札に付した結果、大野・久光・花輪特定建設工事共同企業が5億2,248万円で落札をし、同日付をもって仮契約を締結したところでございます。

この工事請負契約の締結に当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び士別市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、本件入札は予定価格を事前公表としておりますが、その落札率は98.58%となっており、本特定建設工事共同企業体の協定書に基づく出資割合は大野土建株式会社55%、株式会社久光組25%、株式会社花輪組20%となっております。

また、この市営住宅北部団地E棟につきましては、明年7月末の完成を予定しているところであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

斉藤 昇議員。

16番（斉藤 昇君） 鉄類や鉄筋類の高騰によって、初めの予定価格では工事ができないというって辞退届が全社から出された事態があって、2,500万円の補正予算が組まれたところでもご

ざいます。

そこで、初めの何社に指名をして、何社の企業体が入札に参加する予定であって、今度参加したのも同じだと思うんだけど、そして、何日と何日と何日に辞退届が次々と出されてきたのか、この点はいかがでしょう。

議長（岡田久俊君） 三好総務部次長。

総務部次長（三好信之君） まず今回の入札ですけれども、地元の企業に限った制限付の入札をしたわけですけれども、全部企業体を組むという条件でありました。それで、今回入札の参加されたところが5企業体で入札を行ったということになります。

前回中止になった分ですけれども、当初公告の締め切りの時点では同じ5企業体から参加申請があったわけですけれども、5月29日にまず1つの団体から辞退届、そしてその翌日に2団体、それと入札の前日も2団体からの辞退というような状況だったところです。

議長（岡田久俊君） 斉藤議員。

16番（斉藤 昇君） 結局、入札の前日ですよ、1社は。これで5つが全部そろって辞退です。これでは入札はできないというふうになるのは当たり前です。もし民間なんかで1社だけが残っていたというふうになった場合、あるいは市でもそうだけれども、残っていた場合は、これはどういうふうになるものなのでしょう。

議長（岡田久俊君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） 今までこういったことというのは、ほかの自治体でもそうそう想定はされていなかったと思うのですが、恐らく民間でやればその残った1社の方とできるかできないかというような協議になるかと思えますけれども、公共団体が発注する場合というのが、やはり競争性があるというようなことがなければならないということで、本市のほうの公告要綱には今回つけておりませんでしたけれども、よそでの団体を参考にさせていただくと、入札でほかに辞退があっても構わないのですけれども、3団体未満になった場合にはその入札を中止するというようなことをはっきりうたっているところもあるし、本市のやり方は特に状況が変化した場合入札を中止する場合があるというようなことがあります。それが一般的に本市のほうの普通の指名等の入札については5団体でやっておりますので、今後その一般競争入札で公告する場合にあっては、例えば3団体がいいのか、2団体がいいのかというところはかなり研究しなければならないと思えますけれども、公告の時点ではっきりうたって公告していかなければならないのかなというふうに考えております。

議長（岡田久俊君） 斉藤議員。

16番（斉藤 昇君） 参考までにお聞きしたいのだけれども、入札の前日に辞退されたのはどの企業体なんですか。

議長（岡田久俊君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） 先ほど私、言い間違えたかもしれませんが、前日2団体辞退がございました。それで1団体が尾形・東邦・近藤特定建設工事企業体、もう1団体が佐藤・五十

嵐・ヤナセ特定建設工事企業体が前日の辞退ということになっております。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） それから、落札率の問題だけれども、これはもう98.58%です。開発で談合があったとか逮捕者も出たりしておりますけれども、こういうところでも官製談合、それから天下ったところからも全部情報がいってということで、これでも96%ぐらいの落札率のようです。市の見積もり契約とこの落札された98.58%、ここで市の見積書と業者の契約した契約書の金額の中身、これらと大きな違いがあるところというのはどこら辺なのでしょう。びたびたと合っているのかということなんだけれども、これは調査をなされたでしょうか。

議長（岡田久俊君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君） 入札の後に、契約前に各担当課で実際の設計書と業者から提出されている見積書、現実的に一つ一つの細かい単価まではチェックをいたしておりませんが、各工種ごとに大きな差があるかないかということだけのチェックをいたしております。その中ではすべてが同じだったということはないと思いますけれども、2割以内の増減の中で推移しているものについては中身の細かいところまではチェックをいたさないという、現在の契約に対しての事前審査をいたしております。その範囲であったというふうに理解しております。

以上です。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） 結局、私は前にも申し上げたけれども、非常に士別の単価だって、道単が出ているし、単価の本から何から全部あるわけだから、だから一定のことまで合うけれども、これ98.58%でしょう。オンブズマンなんかはあれですよ。大体90%以上で落札するなんていうのは、これはやはり不正の疑いがあると、こうオンブズマンなんかははっきり言っているわけです。私は何ぼでも低ければいいというものではないけれども、非常に高いこの落札率、これは予定価格を事前に公表しているところに問題があるのではないかと、むしろ。だから私は、一定やってみて、予定価格を公表しなくてもいいのではないかと、今度そういう入札をしてみなさいということを行ったことございますけれども、そういうふうに予定価格を何でもかんでも公開してやる、そういうことを改めてみて、また入札をやってみるべきではないかと、こう思うのだけれども、いかがですか。

議長（岡田久俊君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） 確かに、今、議員さんがおっしゃられたように、予定額の事前公表について、それが高どまりになっているのではないかとというようなことが国の指針の中でも言われておまして、その高くなっているような状況があればそれは見直しなさいというような考え方にあります。それで、この一件一件についてというのが、例えば物価高騰の影響が今回はあるのかもしれませんが、その判断というのはちょっと難しいかなと思うんですけれども、19年度の平均落札率で申し上げますと93.47%になっておまして、18年度の平均の94.84%よりは当市としては全体では下がっていたような状況にあるということで、今年もとりあえず事

前公表を続けてみようというような結論で今のところいています。ただ、これがおっしゃられるように、今後余りにも高いような状況が続くと、これはその時点で、年度途中であっても見直しをしていきたいというふうに考えております。

ただ、今年の場合、資材高騰の影響があるのか……

(「中止にするでしょう」の声あり)

ええ、そういう場合中止ということになればそうなるかと思えますけれども、やはり落札率にも若干影響はするのかなというような感じではあります。

議長(岡田久俊君) ほかに御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議長(岡田久俊君) 次に、日程第9、意見書案第11号 国営造成農業水利施設等の着実な整備・維持・更新に関する意見書についてから、意見書案第27号 地方財政の充実・強化を求める意見書についてまで、以上17案件を一括議題に供します。

本案については提案者の説明を省略いたします。

質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第11号から意見書案第27号までの17案件は原案のとおり可決されました。

議長(岡田久俊君) 次に、日程第10、調査第1号 民生福祉常任委員会の閉会中継続審査についてを議題に供します。

民生福祉常任委員長から、会議規則第101条の規定により、閉会中継続審査の申し出があります。

民生福祉常任委員長の説明を求めます。斉藤 昇委員長。

民生福祉常任委員長(斉藤 昇君)(登壇) ただいま議題となりました調査第1号 民生福祉常任委員会の閉会中継続審査について、その内容を御説明申し上げます。

民生福祉常任委員会の所管事務のうち、特定事件として市立病院の運営について、桜丘荘の運営について及びコスモス苑の運営について調査研究しようとするものであります。

本委員会の付託事件として、閉会中継続審査の承認をくださいますよう、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、調査第1号は閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第11、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

平成20年9月30日をもって任期満了となります得字 章委員を、再度人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める次第であります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） お諮りいたします。

本案については、推薦に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は推薦同意と決定いたしました。

議長（岡田久俊君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

平成20年第2回定例会はこれをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

（午前11時24分閉会）